平成28年度

国の施策並びに予算に関する提案･要望

（商工関係）

平成27年７月29日

全　国　知　事　会

１　デフレ経済からの本格的な脱却と持続的な経済成長の実現について

安倍内閣の発足後、政府・日銀においては、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」及び「民間投資を喚起する成長戦略」が進められている。

こうした中､デフレからの本格的な脱却と持続的な経済成長を実現するためには、大胆な金融緩和政策、経済対策及び規制改革等の対策が必要である。

政府・日銀においては、引き続き、海外の経済情勢や為替の動向を注視した大胆な金融緩和政策に加え、当面は柔軟な姿勢で財政健全化に臨むとともに、財政出動を拡大し、名目ＧＤＰを高めることを目指した経済対策を検討・実施すること。

また､政府においては､｢産業競争力強化法｣に基づく支援や｢国家戦略特区（いわゆる「地方創生特区」を含む）」を着実に推進し、大胆な規制改革、税制の優遇措置などを講ずること。

２　地域経済の活性化について

（１）地方産業競争力協議会における議論を適切に国の政策に反映させるとともに、国の経済財政諮問会議や産業競争力会議など、経済財政政策について検討する機関に、地方財政や地域の経済・社会に精通した地域の代表を委員として加えるなど、地域の意見を一層反映させる仕組みを構築すること。

（２）総合特区の取組の中には、農林水産、環境など個別の分野を超える事業があるため、内閣府が総合調整機能を発揮し、区域指定を受けた地域の事業主体に直接財政支援する枠組みを構築すること。また、国際戦略総合特区については、産業の国際競争力強化のため中長期的な支援が必要であることから、法人税軽減の適用期間を延長することをはじめ、各種支援措置を継続すること。加えて、地域活性化総合特区については、企業投資を呼び込み、就業の場を創出するため、国際戦略総合特区と同様に法人税についても軽減すること。

（３）電力各社の値上げが地域経済に与える影響を考慮し、電力の安定供給を確保した上で料金上昇を抑制する道筋を明確にすること。

また、事業者向け発電設備や省エネ機器などの導入・改修、建築物の省エネ改修等に対する支援を強化すること。

（４）産業活動におけるサプライチェーン寸断のリスク軽減や国土の均衡的発展を図る観点から、地方の条件不利地域への産業再配置を促進するとともに、国際競争を勝ち抜くため、ポテンシャルを有する地方発の先端的研究開発に対し支援措置を強化すること。

（５）地域経済の活性化にとって地域における大学や公設試験研究機関、企業が有する研究成果や技術を円滑に中小企業等へ移転し、地域に新たな事業、産業を興すことが有用であり、研究成果等を技術移転がし易い知的財産として適切に管理・

活用することが必要である。このため、地域における知財管理・活用の取組に対する支援を充実すること。

３　中小企業の振興について

（１）依然として厳しい状況にある中小企業・小規模事業者の金融情勢を踏まえ、政府系金融機関の融資制度を中小企業・小規模事業者が利用しやすいよう充実するなど、中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障を来さないよう対策を講じること。

特に、経済情勢を踏まえたセーフティネット保証５号の認定要件や業種指定の随時見直し、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付の取扱期間の延長、金融機関に対する指導強化により、金融のセーフティネットに万全を期すこと。

（２）信用保証協会の経営に支障を来さないようセーフティネット保証に係る保険の填補率の引き上げや、協会への無利子貸付並びに補助など支援措置を講ずるとともに、今後、政策金融の全般的な見直しの一環として、「中小企業信用保険事業」の在り方を検討する場合には、地方自治体の意見を十分反映すること。

（３）地域産業の活性化や中小企業・小規模事業者の振興を図るため、都道府県中小企業支援センター等との連携などに十分配慮しながら、人材の育成、経営革新への支援を充実すること。

また、中小企業による地域資源を活用した新事業展開を支援する地域中小企業応援ファンドを継続的に実施すること。

（４）小規模事業者は地域における経済、雇用、コミュニティの維持に重要な役割を果たしていることから、その振興策を充実させること。また、施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じるに当たっては、地域の実情に即し、都道府県の意見をしっかり反映させるとともに、都道府県が行う小規模事業者支援策との整合を図るなど、地方と十分に連携を図ること。

（５）「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づく経営発達支援計画の認定は経済産業大臣が行うとされているが、小規模事業者支援事業は、直接的には都道府県の指導・監督のもとに実施されるものであることから、国により認定申請事務手続き及び審査基準を速やかに確立したうえで、都道府県知事が実施できるよう検討を進めること。

また、経営発達支援事業の実施に伴い新たに必要となる商工会・商工会議所での人員増などへの支援についても国において対応するなど、都道府県の実施する経営改善普及事業の事務局体制が損なわれることのないように配慮すること。

（６）小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止に伴う国庫貸付金（補助金）の償還にあたっては、債務者等の死亡・破産等による延滞事案が全国的に発生していることを踏まえ、回収状況に合わせた段階的償還や実質的に回収不可能な事案につ

いての償還免除など、実態を踏まえた措置を講じること。

（７）活発化している火山活動や増加傾向にある短時間強雨などの災害に関して、今後、多数の中小企業・小規模事業者が直接又は間接的に被害等を受け、又は受けるおそれがあるとして、各都道府県が国に要請した場合には指定基準を弾力化した趣旨に鑑み、「セーフティネット保証４号」を早期に発動すること。